

令和6年3月11日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和6年3月11日 午後3時30分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和6年3月11日 午後4時30分
- 3 委員氏名

(1)出席者

中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将	長崎 隆児
松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子	西 孝則
村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規	安武 昇
高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2)欠席者

渡 孝志

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太朗
係	長井 啓子
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

- 議案第1号 農地法第3条（委員会）
- 議案第2号 農地法第4条（知事）
- 議案第3号 農地法第5条（知事）
- 議案第4号 利用権の設定（農用地利用集積計画の決定）
- 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更
- 報告第1号 農地法第3条許可の取消願の受理
- 報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後3時30分開会

○事務局長（ 君） それでは、令和6年3月定例農業委員会開会の前に、出席委員の確認いたします。本日、 会長から欠席の連絡をいただいております、出席人数は19名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。渡会長が御欠席ですので、以降の議事進行につきましては、 副会長、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 本日は、現地確認お疲れさまでございました。めっきり春らしくなりまして、皆様の御多忙のところと思います。そういうところで、この委員会に出席賜りまして本当にありがとうございます。いつもの流れでございますが、どうぞ案件に対しては忌憚のない意見をお願いいたします。

.....

○議長（ 君） では、早速始めたいと思いますが、本日の議事録署名委員は、 委員、 委員でお願いいたします。

.....

○議長（ 君） それでは、日程1、議案第1号農地法第3条、申請番号の3の22、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号3の22について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在、年齢68歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は、約40年と伺っております。

農業経営状況としましては、露地野菜の栽培を行っておられます。

所有する農機具は、トラクター、草刈り機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページを御覧ください。

今回の申請地は、町川原交差点の南東側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていきたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりましたが、何か質問、意見ございますか。ありませんか。

この さんは、もともと農業をしてある方ですか。

○委員（ 君） ええ。家の畑とかをするぐらいじゃないですかね。詳しくは知

らないですけど、もともと野菜とかを売っていたようです。

○議長（ 君） わかりました。ほかに質問はないですか。

ないようですので、採決を採らせていただきます。

賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

続きまして、申請番号3の23、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号3の23について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用をしていくという内容です。

譲受人は、現在、年齢59歳で、経営面積はゼロではございますが、御家族で古賀市内において手伝いで農作業をされていると伺っております。

経験年数は約5年で、露地野菜の栽培を行っておられます。

所有する農機具は、耕運機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページを御覧ください。

今回の申請地は、薦野糸江池の東側に位置する斜線部の3筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。

ただいま事務局の説明は終わりましたが、質問、意見ございますか。 委員。

○委員（ 君） 譲受人は、以前、代表である法人の自動車さんの近隣の土地を買われて、駐車場にされたようないきさつがあるかと思えますけど、今回その方が耕作されるということですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） はい、そちらの法人の関係者の方で認識をされて間違いないかと思えます。

○委員（ 君） 将来も野菜畑として使われる計画ですかね。

○係（ 君） はい。

○委員（ 君） 分かりました。結構です。

○議長（ 君） それでいいんですか。

○委員（ 君） はい、畑で使われるのであれば問題ないと思います。

○議長（ 君） 現地確認は4条とか5条が中心ですが、今回の3条、この2つの案件です。ね、今、簡単に農地の保有ができるようになって、投資目的かそうじゃないかというその区別がしにくい状態の中で、こういう案件は、やはり現地は見たほうがいいんじゃないかなと思うんです。この委員の中では、状況が分からないという方もあると思いますし、安武委員が言われたように、この件に関しましては、過去に転用があったすぐ横ですからね。懸念するなと言われても、そういう思いを払拭することがなかなかできない部分があると思うんです。ね。こういうのがやっぱり先々の投資とか、そこらの目的にされないようにするには、やはり農業委員さんがしっかりそれを自分の目で確かめて、きちんとした意見を言えるようにしておかないかんと思うんです。

3条は、この農業委員で採決できるので、特に3条を採決する場合は、しっかりした確認をおこなって採決に臨まないかんのですから、それも少し事務局でちょっと視野に入れておいてもらいたいと思います。

○委員（ 君） よろしいですか。

○議長（ 君） はい。

○委員（ 君） ここは地域的には農振被った地域でありますんで、よっぽどのことじゃないと農振外してまでするというようなことの段階が必要だと思います。農地としての利用しかないというようなことも思われるわけですが、実は、この3条申請書の中に誓約書を取っていますよね。誓約書の中で、農地を効率的に利用するとともに、転売、転貸、転用は行えません。これの違反する行為があった場合は、許可処分の取消し、もしくは農地法の罰則が科せられると記載があります。この許可の取消しは実際にできるわけですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 一応記載のとおり、こちら国の一式の様式になりますんで、当然許可処分の取消し等はあるんですけれども、それがいつ、すぐしたらいけないとか、何年後だったらいけないとか、そういったところまでは法令上ありません。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 買って貸すという行為も駄目ですよと書いてあるんだけど、これは法令上の中に書いてあるんですか。それとも、市の条例ではないですけど、そういう中に書いてあるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 机上に配付させていただいているんですけど、前回発行分の農業委員会だよりも、農地法の一部改正で下限面積要件が廃止の周知と廃止後の要件の整理をさせていただ

いているところでございます。

それに併せまして、3条の申請書の記載例も机上に配付させていただいております。その中で、農地の権利取得の要件としては、次の3要件全てを満たした場合に限りますということで、1つ目、農地の全てを効率的に利用すること、2つ目が、必要な農作業に常時従事すること、こちらが農作業を常時従事要件といたしまして、農地の取得者が必要な農作業に常時従事、原則年間150日以上する必要があります。また、3つ目には、周辺の農地利用に支障がないことということで、2つ目にありますとおり、取得者が農作業に従事する必要があるため、ほかの人に貸されることを見こして売買するということでの、3条の許可はあり得ないのかなと考えております。

○委員（ 君） いいですか。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） かなりもう高齢者ばかりになってきて、貸しちゃ駄目よというのは、何年間かも決めていない。150日従事してと書いてあるけん、1年間はまず間違いなくせないけんのだというのは、読み取るとすれば読み取れると思うんですけど、その後は本人の事情で、もう貸さなしようがないとかいうのは、何ぼでも出てくるのがこれから先やと思うんですけど、このままでいいのかどうか、そこら辺がかなり問題になるんじゃないかなという気がしますけど。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 一応こういった農水省が出している農地法の解説書があるんですけども、その中では農地法申請に当たって虚偽の表示をした場合、つまり農地として使う意図がないけれども、申請書上は農地として農業のために使いますということがある場合は、法律行為として無効になると記載があります。つまり、申請時点でずっと将来にわたって農地として使うんだという意図がないといけないということになります。ただ、結果的に、将来どんなことがあるかというのは言えないことですので、それが一年作らなくちゃいけないとか、二年作らなくちゃいけないとかいった、こういったものは条件としてはないんですけども、取りあえず虚偽申請をした場合、将来的にわたって農地じゃない、転用等をするということが明らかである場合は、農地法の3条の申請としては無効なものになります。そのため一律的にどうこうというような判断はできなくて、案件ごとにどうだったかというのをもう見ていくしかないのかなと思います。

○委員（ 君） それで、要は、申請時にこの条件を満たしていればよくて、あとは購入した側がどう利用するのか条件が変わってもやむを得へんと、そういうことは起こり得るというようなことなんよね。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 以前であれば、3年3作、こういう言い方をしている時期がありまし

た。農地法3条で許可を取ったら、そのぐらい作らなくちゃいけないんじゃないかなというのがあったんですね。それは慣行的にそういうふうに言われていただけでして、農水省の見解としては、そういったことというのは全国的にも問題としてあっていて、同じような疑問を持たれている方いて、何年以上作らなくちゃいけないんじゃないかと、こういう条件はあるのかというのを農水省に確認したところ、そういう時期を、何年間作らなくちゃいけないとかいう、そういう条件をつけるのは適当ではないというのが農水省の見解です。

○委員（ 君） だから、判断しにくいということですね、結果。

○係長（ 君） ただ、少なくとも、何年というのは言えないんですけども、少なくとも3条の申請をした時点において、例えば2年後に農地転用をしますといった、こういった契約を実は裏で交わしていて、そういう意図が明らかになるようなことがあった場合は、それは当然認められるものではないのかなと思いますけども、内心でどういうふうに思われていたかというのは、もう言えるものではありませんので、結論としては、本心のそのつもりで3条の申請をしていたのであれば、もうそれは許可の対象としてやむを得ないのではないかなというふうに考えています。

○委員（ 君） 農地法の罰則の適用を受けるのは難しいと思いますが、誓約書の記載事項で3条の許可処分の取り消し、これあるんですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 先ほども申し伝えましたが、虚偽の表示ということが明らかになれば、3条の取消しというのは当然あり得ると思います。ただ、それをどう判断するかというふうになると、それはやっぱり裁判所の判断などを仰いだ結果、それが虚偽の表示というか、明らかであれば、取消しといった処分ができるものと思います。

○議長（ 君） いろいろ懸念されることは多々あると思いますが、だから、なおさら農業委員の役目というのは物すごく大切ではなかろうかと思います。こういう3条の案件が上がったときに、印鑑押すときにしっかりとその内容を理解してもらい、あるいは、事務局のほうで誓約書を取るときに、中身を読まんで何も分からんままサインする場合がありますけど、その内容をはっきりと理解してもらい、それ以外の方法はないと思うんですね。いろんな罰則はあると聞きましたが、今まで罰則を適用したというのは、恐らくないと思うんですよ。だから、やっぱりそういう違反をさせないというのがやっぱり大事ですから、やはりきちんとした契約の仕方をやっていくということが必要だと思います。最低3条で農地を購入するのであれば、自分が耕作するんだという意識だけは、とりあえず持ってもらわないかんということは初歩だと思いますので、それを受付するときに、きちんと理解してもらいようにする以外はないんじゃないかなろうかと思います、どうでしょうかね。いろんな意見言っても切りがないところだと思いますので、今後

の検討課題としてまた後日研究部会等でいろいろと話し合ってもらえたらと思います。

いいですね。ということで、賛成される委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、日程2、議案第2号農地法第4条、申請番号3の4、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、4ページ、農地法4条の許可申請、申請番号3の4について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法4条の申請により、貸駐車場及び貸資材置場に転用する内容です。

申請人、申請地等については、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の5ページをお願いいたします。

申請地は、サンコスモ古賀の南西側に位置する斜線部の2筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、高速自動車、国道、その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入り口、いわゆるインターチェンジからおおむね300m以内であることから、第3種農地と判断しております。

次に、計画図等を説明いたします。6ページに現況図、7ページに計画平面図、8ページに雨水排水計画図、9ページに断面図を記載しております。

7ページをお開きください。

計画では、西側にある市道より乗り入れを行うものとしており、敷地内を砂利敷き転圧を行い、社員用普通自動車4台及び業務用4トントラック2台分の貸駐車場及び貸資材置場を設置するものとなっております。

次に、雨水雑排水について説明いたします。

雨水排水は、計画地内西側及び北側の新設の集水ますを通して、西側市道及び北側農業用道路の既存の側溝に接続します。汚水排水はありません。

次に、切土・盛土について御説明いたします。9ページをお開きください。

申請地内において切土は行わず、盛土は最大で80cm程度の計画となっております。隣地境界は、東側、南側ののり面保護による土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和6年2月18日付で、1、貸駐車場、貸資材置場の目的以外に使用しないこ

と、２、洗車・整備をしないこと、３、敷地内で悪臭の出る作業をしないことの条件付きの水利承諾書の提出があります。併せまして、地元委員の署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

説明は以上となります。地元委員さんから補足等ありましたらお願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○副会長（ 君） 庄区委員でございます。先ほどのように、２月１８日に地元開発委員会を開催いたしまして、実は、隣の業者の方がこの隣に駐車場と資材置場を広く使いたいというような目的のものでございます。委員会では、今、３点の言われた内容の目的以外に将来にわたってに利用しないと。それと、洗車とか、トラック整備とか、オイル関係が出ないような水関係のことと、それと、周囲に悪臭が出るような作業があつてはならないというような条件を付して許可をいたしております。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

それでは、事務局及び地域委員さんの説明がございましたけど、質問、意見ございましたら。

ないようですので、採決を行わせていただきます。賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、日程３、議案第３号農地法第５条、申請番号３の１４、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 説明に入らせていただく前に、横大路委員が関係者となりますことから、御退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

それでは、議案書１０ページ、農地法５条の許可申請、申請番号３の１４について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法５条の申請により賃貸借を行い、土地区画整理事業の仮設現場事務所及び駐車場に一時転用する内容です。

一時転用期間は、３年間です。農地に復旧された後、露地野菜の栽培を行っていくと伺っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の１１ページをお開きください。

申請地は、粕屋北部消防署の南側に位置する斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、北側、西側に農地の広がりがあり、広がりがあることから、第1種農地と判断しております。しかしながら、農振農用地以外の農地の一時転用の場合、期間が5年以内であれば、例外的に許可可能なものであると判断しております。

次に、計画図等を説明いたします。12ページに現況図、13ページに計画平面図、14ページに断面図を記載しております。

13ページをお開きください。

計画では、北側に設置予定道路より乗り入れを行うものとしており、作業員用普通自動車15台分の駐車場と仮設現場事務所を設置するものとなっております。

次に、雨水雑排水について御説明いたします。

雨水排水は、計画地内南側に新設する暗渠管を通して、新設する雨水ますに接続します。その後、西側の既存水路に接続します。汚水排水は、事務所から新設する污水管を通し、北側に設置予定道路に接続いたします。

次に、切土・盛土について御説明いたします。14ページをお開きください。

申請地内において切土は行わず、盛土は最大で40cm程の計画となっております。隣地境界は、東側、南側に既存のコンクリートブロックによる土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和6年3月2日付で、無条件の水利承諾書の提出があります。あわせて、近隣の区域委員の署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

説明は以上となります。委員さんから補足等ありましたらお願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 委員が当事者ということで、近隣の委員として説明させていただきます。

今在家区長を会長とする土地開発委員会が3月2日に開催されまして、審議した結果、水利等の問題なしとして承認されております。よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局、地域委員さんの説明がございました。質問、意見がございましたら。ないですか。

ないようですので、採決を採らせていただきます。

賛成される農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

〔 着席〕

.....

○議長（ 君） 続きまして、日程４、議案第４号基盤強化法第１９条、農用地利用集積計画の報告。申請番号の３の１５４から１６６まで、続けて説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第４号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部改正をする法律附則第５条第１項により、市町村は農業委員会の決定を得て農用地利用集積計画を定めることができるとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。今回、新規で１３件の申出がっております。

それでは、申請番号３の１５４、谷山にある１筆で、面積９３４㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和６年３月１２日から令和１１年１２月末までの貸し借りとなっております。

申請番号３の１５５、谷山にある２筆で、面積４，５６５㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和６年３月１２日から令和１１年１２月末までの貸し借りとなっております。

次のページ、御覧ください。

申請番号３の１５６、谷山にある２筆で、面積６，５０１㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和６年３月１２日から令和１１年１２月末までの貸し借りとなっております。

申請番号３の１５７、川原にある２筆と青柳町にある１筆で、面積１，５５９㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和６年３月１２日から令和１１年１２月末までの貸し借りとなっております。

申請番号３の１５８、川原にある１筆で、面積５６㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和６年３月１２日から令和１０年１２月末までの貸し借りとなっております。

申請番号３の１５９、米多比にある５筆で、面積１，５８０㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和６年４月１日から令和１０年１２月末までの貸し借りとなっております。

１８ページを御覧ください。

申請番号３の１６０、小山田にある１筆で、面積１，３３５㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和６年４月１日から令和１０年１２月末までの貸し借りとなっております。

申請番号３の１６１、小山田にある１筆で、面積７３８㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和６年４月１日から令和１０年１２月末までの貸し借りとなっております。

１９ページを御覧ください。

申請番号３の１６２、小山田にある２筆で、面積２６０㎡、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和６年４月１日から令和１０年１２月末までの貸し借りとなっております。

申請番号３の１６３、米多比にある３筆で、面積６，３６４㎡、貸付人・借受人は記載のと

次のページを御覧ください。

申請番号3の165、小山田にある2筆で、面積9,979m²、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和6年3月12日から令和15年12月末までの貸し借りとなっております。

申請番号3の166、小竹にある2筆で、面積2,145m²、貸付人・借受人は記載のとおりです。令和6年3月12日から令和16年12月末までの貸し借りとなっております。

最後に、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、新規で受理しております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君）　ありがとうございました。

ただいま説明は終わりました。質問、意見ございましたら。

ないので、採決を採らせていただきます。

賛成される農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者举手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君）　続きます。日程5、議案第5号農業振興地域整備計画の変更。

1 の除外と 2 の編入、これは続けて説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第 5 号古賀市農業振興地域整備計画の変更について御説明をいたします。

22ページの整理番号1の1から27ページの整理番号2の1、こちらは編入の案件でございますけれども、続けて説明をさせていただきます。

また、お手元配付をしておりますけれども、A3横書きのカラー刷りのもの、こちらが、今回申出を出しております除外の案件と編入の案件、そちらを図示したものになってございます。また、あわせまして、A4のカラー刷り、両面で冊子にいたしておりますこちらのものが、今回申出等を行っております部分の位置図、航空写真でお示しをしておるものでございます。併せて使いながら説明をさせていただきます。

それではまず、議案書の 22 ページをお願いいたします。

整理番号1の1、申出人、土地の所在等につきましては、記載のとおりでございます。今回、申出地内において、隣接をする建設作業機器置場と一体的に利用し、また、道路体側地側を社員

の通勤用の駐車場として利用したいと伺っております。

位置図の説明をいたします。こちら議案書に記載がございます。28ページをお願いいたします。

申出地は、薬王寺の薬王寺温泉入口交差点から見まして、南西側に位置をしております枠囲みの5筆となっております。

次に、計画図等の説明をいたします。29ページをお願いいたします。

計画では、申出地内におきまして、建設作業機器置き場、こちらは主にクレーンでございます。及び社員の通勤用の駐車場として使用したいという内容になってございます。

次に、雨水雑排水関係について御説明をいたします。

雨水につきましては、浸透排水のほか、新設の社員用駐車場におきましては、敷地内のグレーチングで集水後、雨水ますから既存の道路側溝へと排水をする計画でございます。汚水雑排水についてはございません。

次に、切土・盛土について御説明をいたします。29ページ右側に断面図の記載がございます。

切土につきましては、およそ50cm程度予定をしておりますが、盛土につきましては、土地の有効面積を確保するために、申出地の北側ののり面を埋めまして、碎石で天端を造る予定としておりまして、盛土高としましては3m程度で伺っております。また、新しくできるのり面につきましては、間知ブロックで5分勾配を取りまして、保護を行う予定としております。

続いて、除外のための要件の確認を行います。30ページをお願いいたします。

こちらでは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に該当する6つの検討要件が全て満たされているかというのを確認してまいります。

まず、第1号要件、転用の必要性・代替性につきましては、本地以外に代替地を選定できないと認められますことから、適と考えております。

第2号要件、地域計画への影響につきましては、地域計画の達成に支障はないと認められますことから、適と考えております。

第3号要件、農地の集団性、農作業の効率性への影響につきましては、支障はないと認められ、適と考えております。

4号要件、効率的・安定的な農業経営を営む者や農地の集積への影響につきましては、支障はないと認められ、適と考えております。

5号要件、農用地等の保全、または、利用上必要な施設の機能への影響につきましては、支障はないと認められ、適と考えております。

6号要件、過去に当該地における土地基盤整備事業の実施の有無につきましては、都市改良事業の範囲外、整備の範囲外となっておりますため、検討外と考えております。

最後に、当案件につきましては、地元農区長、また、農業委員さんからの承認を頂いております。事務局で受理をしております。

1の1については、説明は以上でございます。

引き続き、整理番号1の2、説明をさせていただきます。議案書は22ページでございます。

申出人、土地の所在等につきましては、記載のとおりです。

申出地内におきまして、アパートを建設するという計画で伺っております。

位置図の説明をいたします。議案書の31ページを御覧ください。

今回の申出地は、育苗センターの東側に位置をしております枠囲みの3筆となっております。

次に、計画地等の説明をいたします。32ページを御覧ください。

計画では、申出地内におきまして、アパート2棟を建設する内容となっております。

次に、雨水雑排水関係について御説明をいたします。

雨水につきましては、敷地内の各所で側溝を設けまして、そちらで集水後、申出地中央部にございます側溝から申出地西側の水路へと排水をする計画でございます。

汚水雑排水につきましては、道路の南側、南側道路に下水道がございますので、そちらに接続をして排水をいたします。

次に、切土、盛土につきまして、同じく32ページでございます。上部と右側に断面図の記載がございます。盛土は最大で2m程度、発生するということで伺っております。また、隣地との境界につきましては空洞ブロック等で保護を行うということで伺っております。

続いて、除外のための要件の確認を行います。

33ページをお願いいたします。整理番号1の2の要件について読み上げをさせていただきます。

第1号要件、転用の必要性、代替性については、本地以外に代替地を選定できないと認められ、適と考えております。

第2号要件、地域計画への影響につきましては、地域計画の達成に支障はないと認められ、適と考えております。

第3号要件、農地の集団性、農作業の効率性への影響については、支障はないと認められ、適と考えております。

第4号要件、効率的、安定的な農業経営を営む者や農地の集積への影響につきましては、支障はないと考えられ、認められ、適と考えております。

5号要件、農用地等の保全または利用上、必要な施設の機能への影響については、支障はないと認められ、適と考えております。

6号要件、過去に当該地における基盤整備事業の実施の有無については、実施されている土地

ではないため、検討外と考えております。

最後に、当案件につきましては、地元農区及び農業委員さんからの承認をいただいております、事務局で受理しております。

続けて、説明をいたします。

また、22ページにお戻りをお願いいたします。22ページでございます、整理番号1の3から26ページの1の22まで、こちらにつきましては、先月の農業委員会におきまして非農地決定された土地のうち、農振農用地についての除外の案件となっております。

それでは、説明をさせていただきますが、先ほど、冒頭説明をいたしましたA4のカラー刷りの冊子になっているのを御覧ください。こちらが、議案第5号別紙2でございます。ページ番号3から地図の説明をさせていただきます。整理番号1の3、妙見池の北西側に位置をしております、赤枠で囲んでおります3筆でございます。

続いて4ページ、整理番号1の4、1の5を四角囲みで記載をさせていただいております。1の4につきましては、上米多比公民館の南東側に位置をしております枠囲み、赤枠で囲んでおります2筆でございます。

1の5につきましては、上米多比公民館から見て東側に位置をしております、赤枠で囲んでおりますうちの2筆でございます。

続きまして5ページ、整理番号1の6、井堀池の東側に位置をしております赤枠の1筆でございます。

6ページ、整理番号1の7、1の8について、同じく黒枠で記載をさせていただいております。1の7につきましては、竜海寺の西側に位置をしております、赤枠でお示しをしていますうちの3筆でございます。1の8につきましては、赤枠でお示ししております竜海寺から見て南側に位置をしております4筆でございます。

7ページをお願いいたします。整理番号1の9、米多比児童館前交差点から見て南側に位置をしております赤枠の1筆でございます。

8ページをお願いいたします。こちらは、整理番号1の10から1の13まで、同じく四角、黒枠でお示しをさせていただいております。整理番号1の10でございます。東前寺から見まして、南東側に位置をしております赤枠で記載の2筆でございます。同じく、1の11につきましても、東前寺から見て南東側に位置をしております赤枠の2筆でございます。1の12、東前寺から見まして、東側に位置をしております赤枠の13筆でございます。1の13、東前寺から見まして、北側に位置をしております赤枠の8筆でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。こちらは、整理番号1の14でございます。赤枠で記載の4筆、場所としましては、薬王寺温泉入り口交差点から見て北側に位置をしております

4筆でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。こちら整理番号1の15、1の16を記載させていただいております。整理番号1の15につきましては、小山田斎宮から見て東側に位置しております赤枠で記載の4筆でございます。1の16につきましては、小山田斎宮から見て北側に位置しております赤枠で記載の5筆でございます。

続きまして、11ページ、整理番号1の17、こちらはクロスパルこがから見て東側に位置しております赤枠で記載の1筆でございます。

続きまして、12ページ、整理番号1の18、こちらは小竹区公民館から見て南側に位置しております赤枠で記載の3筆でございます。

続きまして、13ページ、整理番号1の19、同じく小竹区公民館から見まして北西側に位置しております赤枠で記載の2筆でございます。

続きまして、14ページ、整理番号1の20、流交差点から見て東側に位置しております赤枠の1筆でございます。

続きまして、15ページ、1の21、小野小学校から見まして西側に位置しております赤枠で記載の1筆でございます。

続きまして、16ページ、整理番号1の22、こちらは蔵園橋から見まして北東側に位置しております赤枠の1筆でございます。

今、御説明申し上げたところにつきましては、いずれの種類も山林原野化しておりまして、農振除外されても営農等には支障がないと判断をいたしております。

続きまして、議案書27ページの整理番号2の1、こちらは編入の案件でございます。先ほどのカラー刷りのものの17ページに地図の記載がございます。今回は3筆1,662m²についての編入の案件でございます。周囲との位置関係は、別紙2の17ページにございます天降神社から見まして西側にございます赤枠内の3筆でございます。

今回の案件につきましては、隣接するハウスと一体的に営農を行うものでございますので、編入することについては問題ないと判断をしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。ただいま事務局の説明終わりましたが、質問、御意見ありましたら。安武委員。

○委員（ 君） 農地法の第2条、これに該当しないということですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 農地法第2条は、農地とはどのような土地が当たるかといった規定で、ここに書いてあるのは、農地に該当しない非農地ですよというのを農地法に照らして記載をしてお

ります。

○委員（ 君） 農地じゃないということは、イコール、農振も外れますか。

○係（ 君） こちらにつきましては、非農地決定がなされたところでありますので、そこについては、農振から除外してもよいというふうになっておりますので、それで今回、上程をさせていただきます。

○委員（ 君） 今さっき地図を、航空写真を見たら、荒廃していつている部分の竹やぶ辺りはいいんですけど、まだまだ古賀市内には非農地になるべき土地があるように感じるんですけど、どうですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 今回、先月もその議案の中身にもありますけれども、農地パトロールを行っていただいて、そのうえで地元農区の会議でありますとか、そういったものをへて非農地として差し支えないといったものが、今回、議案としてあがっています。

そのうち、今回、委員の御指摘によりますけれども、恐らく周辺の農地というか、山林化しつつある状況というのは、どこも近いところもあるのかなという感じもいたしておりますけれども、あくまで地元からの合意を得たものについて今回、上げさせていただきます。

○議長（ 君） よろしいですか。洪田委員。

○委員（ 君） 編入のほうですが、5年ごとの見直しがあると思うんですが、今回は本人の意思でここは農振農用地にしたいという意味で申請をしたうえで、ここに上程されてきているわけでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 今回、申出があっている理由につきましては、御本人からの申出があったものでございます。周辺が既に農振農用地であることもございまして、一体的に今後、農業として使っていきたいと思っておられましたので、編入の申し入れがっております。

○議長（ 君） よろしいですか。洪田委員。

○委員（ 君） やはり農振区域の確定などをしたいというのもあるわけでございますから、どっちかといったら、減るほうばかり今、目立っております。やはり、編入すべき場所は場所で、やはり5年ごとの見直し、そのときにはよく精査されてやってきていただきたいと思います。

以上です。

○議長（ 君） よろしいですか。事務局。

○係（ 君） 全体見直しの前に基礎調査等もございまして、そういった段階からいろんな御意向等を把握しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（ 君） よろしいですか。ほかに御意見、質問は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決を行わせていただきます。

賛成される農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

午後 4 時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員